

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

基山町は、佐賀県の東端で筑紫平野の西部に位置し、町の大半は福岡県の筑紫野市及び小郡市に隣接している。北には基山を主峰とする筑紫の山々が連なり、南は筑紫平野につながる丘陵地帯を形成し鳥栖市に接している。

主な河川としては、南に山下川、中央に秋光川、北に高原川が流れている。気候は、年間の平均気温約15℃、平均降雨量は約2,000mmとなっている。なお、地形の関係で近隣市町より降雨量が多い傾向にある。

②地域の災害リスク

【洪水：ハザードマップ】

水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨により秋光川・山下川の増水により園部、長野、宮浦地区の一部とその近隣地域は、浸水が想定されている。

【土砂災害：ハザードマップ】

基山町は、園部、宮浦、小倉地区でそれぞれ谷に分かれ、山下川、秋光川、実松川、高原川の各水系へと流れ込んでいる。下流域での土砂災害のリスクは低いが、上流は流れも急で谷も深く土砂災害の危険があり、土石流と急傾斜地の双方に、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が設定されている。

【地震 J-SHIS】

基山町で、30年以内に震度5強の地震が起こる確率は概ね26%以下とされているが、震度5弱の地震は26%以上となっている。

【感染症】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、基山町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

【その他】

基山町の過去の代表的な災害は、昭和28年、昭和38年、昭和55年、平成30年の豪雨による災害がある。昭和28年の豪雨では、亀の甲溜池の堤防が決壊し大量の水と土砂が流出したため、下流域の農地に大きな被害をもたらした。昭和38年の豪雨による災害では、秋光川を始めとして多くの河川が決壊したため、町の中心部の家屋は浸水し、農地が冠水した。また、昭和55年の集中豪雨による災害では柿の原地区において、幅60mから150m、延長約400mにわたる土石流が発生した。

近年では、平成30年7月豪雨で、降り始めからの総雨量458.0mm、7月6日16時から17時の間で時間最大54.0mmの大雨を記録し、丸林地区において土石流の影響により2軒の家屋が全壊し、実松川下流付近では河川の氾濫により2件の床下浸水、

亀の甲ため池では雨水の流入と大雨により法面の表層が崩壊した。

(2) 商工業者の状況（令和2年4月1日時点）

- ・商工業者数 485 件
- ・小規模事業者数 390 件

【内訳】

	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食宿泊業	サービス業	その他	合計
商工業者数	86	59	8	114	37	129	52	485
小規模事業者数	82	35	3	89	30	117	34	390

出典：佐賀県商工会連合会運営資料

商工業者は、基山町内を縦断している国道3号線以西では、JR基山駅を中心とした中心市街地に集中しており、山間部の事業者は少なく点在している。また、国道3号線より東側には、多くの従業員を抱える中堅・大企業等が立地している。

(3) これまでの取り組み

1) 基山町の取り組み

- ・地域防災計画、業務継続計画（BCP）の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・基山町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 基山町商工会の取り組み

- ・事業者BCPに関する国県施策等の周知
- ・佐賀県中小企業団体中央会主催のBCP策定セミナーへの参加推進
- ・個別事業者に対するBCPの必要性に関する周知啓蒙
- ・事業継続力強化計画認定申請に係る個別支援
- ・佐賀県火災共済協同組合と連携した水災補償等の加入促進

II. 課題

現状では、基山町及び基山町商工会の緊急時の取り組みが体系化されておらず、災害発生時の協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更に、基山町商工会には、保険・共済に対する助言を行える経営指導員等職員に偏りがあるだけでなく、BCP策定支援に関しても全ての職員が十分にそのノウハウを有しているとは言い難く、BCPの普及が進みづらい要因となっている。

また、感染症対策において、基山町商工会では、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要であることに加え、職員の感染症罹患により商工会全体が機能停止に陥るリスクも考えられ、他地区の商工会や佐賀県商工会連合会との連携が不可欠となっている。

III. 目標

- ・基山町商工会は、地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、基山町と基山町商工会との間における被害情報報告ルートを構築し、早期の実態把握と復旧支援に向けた連携体制を整備する。
- ・基山町及び基山町商工会は、発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また地域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・基山町商工会（以下、「当会」という。）と基山町（以下、「当町」という。）の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

【1. 事前の対策】

① 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・当会は、巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・当会は、会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・当会及び当町は、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・当会は、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・当会及び当町は、新型コロナウイルス感染症等の情報について、常に最新の正しい情報を入手し、事業者にはデマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・当会及び当町は、新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・当会及び当町は、小規模事業者の事業継続のための環境整備の支援策制度等の情報提供を行う。

② 商工会の事業継続計画の作成

- ・当会は、佐賀県商工会連合会の「仕事の進め方～大規模災害編～」を参考に、事業継続計画を作成する（別添）。

③ 関係団体等との連携

- ・当会は、地区内金融機関に対し、当町のハザードマップやBCP啓発ポスターの店頭掲示ならびにBCP策定マニュアル等の設置を依頼し、地区内小規模事業者に対する多方面からの周知協力を得る。
- ・当会は、地区内小規模事業者に対して、関係機関等が開催するBCPセミナーや損害保険の紹介を実施する他、必要に応じて関係機関の専門家派遣事業を活用し個別支援する。

④ フォローアップ

- ・当会は、小規模事業者のBCP策定、事業継続力強化計画の認定状況を把握し、大規模災害が想定される地区の事業者については一層の周知徹底を図る。
- ・当会は、年々、災害規模が拡大していく近年の状況を踏まえ、計画の陳腐化防止とさらなる実効性を担保するために見直しや修正の提案を行う。

⑤ 当該計画に係る訓練の実施

- ・当会は、自然災害（特に水害を想定する。）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。
- ・訓練は、当町が実施する住民や事業者向けの訓練等を活用し、必要に応じて共同実施する。

【2. 発災後の対策】

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・当会は、発災後1時間以内に職員の安否確認を行う。
- SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を把握し、当会から当町へ報告する。
- ・当会で新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の検温、手指消毒、マスク着用等の徹底を行う。
 - ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町の感染症対策本部設置に基づき実施される対応に沿って、当会も感染症対策を行う。

② 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・当会の職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・当会は、大まかな被害状況を確認し、3日以内に当町へ状況を報告する。

（被害規模の目安）※連絡が取れない区域については大規模な被害が生じていると考える。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

③ 被害状況の県への報告

- ・当会は、地区内事業者の被害状況に係る情報を佐賀県商工会連合会を通じて佐賀県産業労働部産業政策課に報告する。

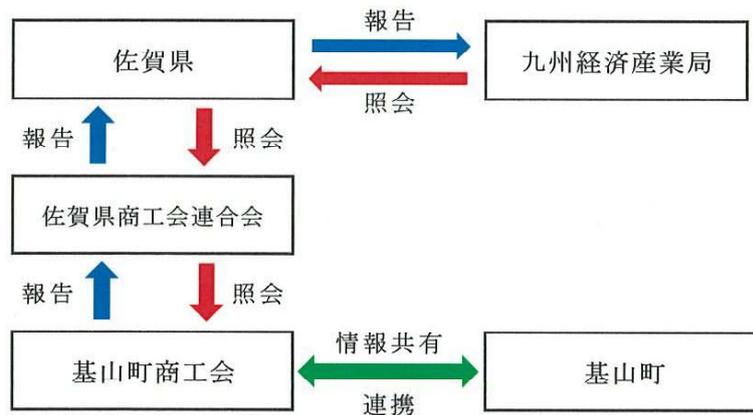
- ・当会から佐賀県商工会連合会への報告様式および報告頻度は以下のとおりとし、当該情報は当町へ同じく報告する。
- ・ただし、県が報告方式を指定する場合には、当会または当町より、双方で共有した情報を県担当課へ報告する。

〈報告頻度〉

発災後～1週間	1日に2回（9時・17時）共有する。
1週間～4週間	1日に1回（17時）共有する。
1カ月～2カ月	毎週一回（月曜日9時）共有する。
2カ月以降	必要に応じて共有する。

【3. 発災時における指示命令系統・連絡体制】

- ・当会は、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・当会は、二次被害を防止するため、当会と当町で被害情報を共有し、被災地域での支援活動や実施体制等について決定する。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。



【4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援】

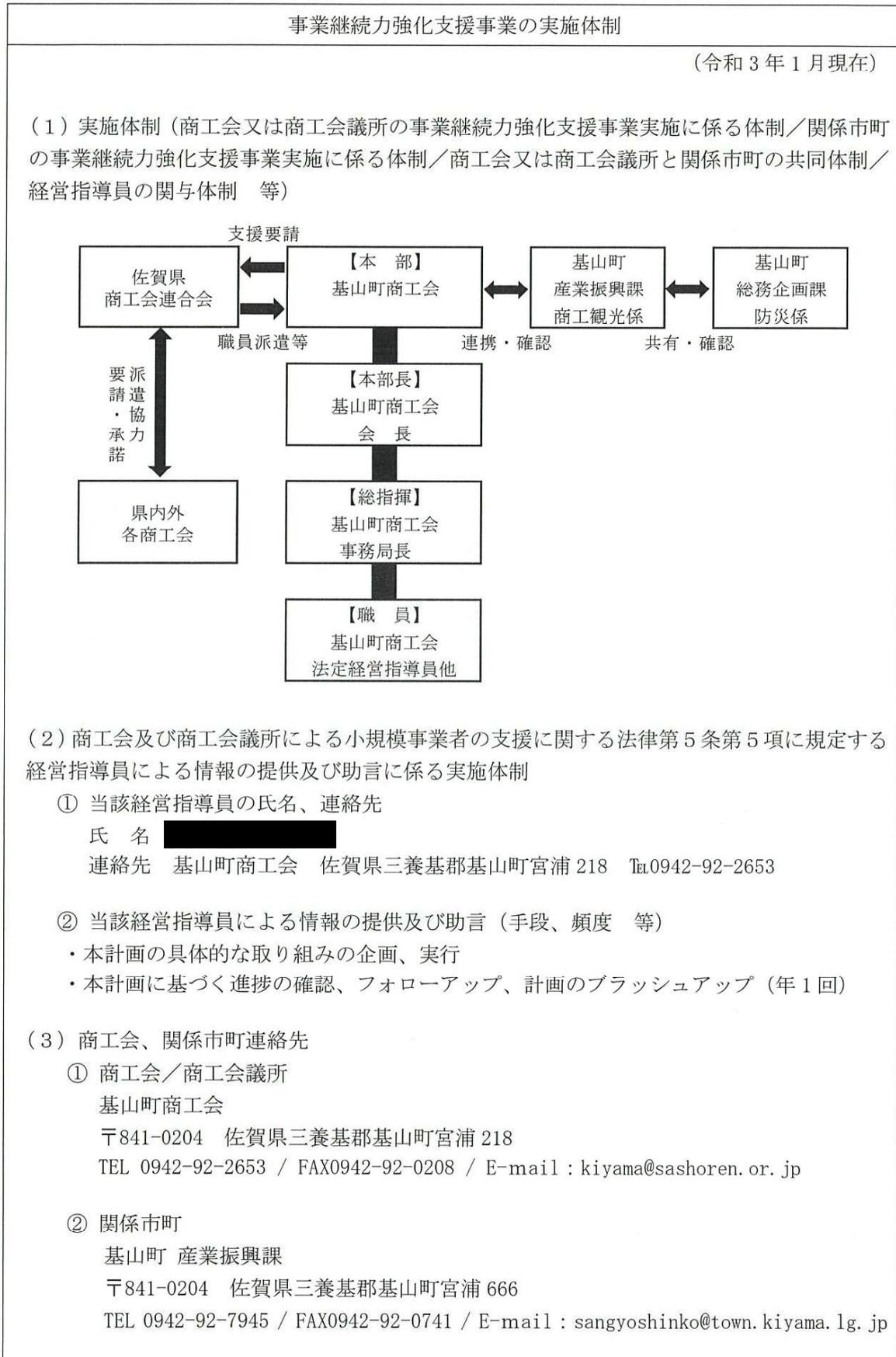
- ・当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置することとし、相談窓口の開設方法について当町と協議する。
- ・当会は、安全性が確認された場所に、相談窓口を設置する。
- ・当会は、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・当会と当町は、応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・当会は、感染症の拡大に伴い、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策の相談窓口を開設する。

【5. 地区内小規模事業者に対する復興支援】

- ・当会と当町は、県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・地区内の被害規模が大きく、当会と当町の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に依頼する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	240	140	240	80	180
セミナー開催費	60	60	60		
通信費	30	30	30	30	30
備蓄品購入費	150	50	150	50	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・事業収入・補助金(国・県・町)

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

